

平成30年10月10日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成30年10月10日（水）、午前9時30分 久留米市農業委員会総会を久留米市商工会館5階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田 三津雄 委員
2番	池田 清茂 委員
3番	池田 龍子 委員
4番	石井 孝雄 委員
5番	稲富 克紀 委員
6番	上村 孝二 委員
7番	内田 洋一 委員
8番	緒方 義範 委員
9番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 誠一 委員
11番	古賀 喜治 委員
12番	坂井 康孝 委員
13番	平 壯一 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島 富士雄 委員
17番	富松 隆晴 委員
19番	日比生 和雄 委員
20番	深川 嘉穂 委員
21番	松延 洋一 委員
22番	馬渡 恵美子 委員
23番	森崎 康洋 委員
24番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員は次のとおりである。

田中 文 委員

事務局の出席者は10名である。

事務局 10月の総会の開催にあたりまして、ご報告をいたします。
本日は、現員数23名中、22名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立していることを報告いたします。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。
ただ今より、10月の農業委員会総会を開催させていただきます。
それでは、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは1ページをお願いいたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、賃借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から5番までの5件です。

2ページをお願いいたします。

西部地域、6番から8番までの3件です。

賃借権設定、西部地域、9番から3ページ13番までの5件です。

なお、2ページ審議番号6番、及び9番は農家創設の関連案件となっております。

また、3ページ審議番号10番、及び11番につきましても関連案件となっております。

次に審議番号12番、及び13番の関連案件につきましては、補足説明いたします。

12番、13番の用地は苺ハウスの予定となっております。

12番 西牟田****番の農地ではハウスが収まらなかったため、13番 西牟田****番*の2,000㎡の内5.5㎡の箇所を賃貸借し、合わせて利用する計画となっております。

以上、1番から13番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行ってりましたが、不許可相当に該当しない申請であり審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局からの説明が終わりました。
本議案の審議番号6番、9番は新規就農者の取得案件となっております。また、審議番号10番、11番は久留米市において初めて農地を貸借されますので、新規就農に準じて聞き取り調査が行われています。それでは、審査の結果について、担当委員より報告をお願いいたします。それでは、報告をお願いいたします。

担当委員 審議番号6番並びに9番の新規の就農の件につきまして、9月26日に私と担当推進委員及び農業委員会事務局職員において、ヒアリングを実施しましたので、報告いたします。

申請人 ****氏は、現状、三潞町玉満に住んでおり、今回荒木町の農地を売買で取得と賃貸借により借り受けて、農業を始める予定です。

営農計画は水稻・玉ねぎを作られるとのことでした。

農業経験は、5年前より農地所有適格法人である****に勤めながら指導を受けているとのことでした。就農後の相談相手についても、これまでどおり、法人の構成員に相談するとのことでした。

農機具については、軽トラックを所有しており、田植機、トラクター、コンバインを****より借り受けて使用される予定とのことでした。

ヒアリングを行った結果、本人のやる気も見受けられ、地域の農業の担い手としての活躍も見込めるものと考えられます。また、10月2日に行われました西部審査会においても、ヒアリング結果について報告を行い、問題無いと判断されております。

以上、審議番号6番並び9番について、報告を終わります。

担当委員 それでは、審議番号10番と11番について、9月27日に私と担当推進委員及び農業委員会事務局職員において、ヒアリングを実施しましたので報告いたします。

申請人 ****氏は、原古賀町に事業所があります。現在、筑後市、小郡市において、営農型太陽光とあって、太陽光発電パネルの下で農作物を栽培する方法ですが、飼料用レンゲの作付けをされています。

通作時間は、車で約10分とのことでした。

営農計画は、大善寺町の農地を賃貸借により借り受けて営農型太陽光パネルの下でレンゲ栽培を始める予定です。レンゲ栽培の相談に関しては、****にされるとのことでした。また、普及センターへの販路の相談もしているとのことでした。

農業経験は、****氏が20年とあり、飼料用レンゲ栽培については、1年の経験をお持ちです。

農機具については、播種機、草刈機、トラクター、軽トラック、ロールベラー、ユニット付トラックを所有しております。

ヒアリングを行った結果、法人としての飼料用レンゲ栽培をしっかりと行っていくと見受けられ、また、10月2日に行われた西部審査会においても、ヒアリング結果について報告を行い、問題無いものと判断されております。

以上、審議番号10番及び11番について、報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「挙手あり」

委 員 ナンバーの3番です。田主丸町の石垣の農地の件ですが、譲受人が築上町という遠方のところですが、このいきさつを説明頂きたいと思います。所有権移転ということですが。

事 務 局 この件につきましては、先月にも同じ農家の案件が上がってきているのですが、田主丸の地域において、土地の方と別の方と一緒に共同経営をされているというふうに聞いております。ですので、遠方ではあるのですが、問題無しということで前回は判断いただいております。

委 員 共同経営される方が田主丸の方でいらっしゃるということですね。わかりました。

議 長 いいですか。他にございませんか。

「挙手あり」

委 員 6番、9番の*****という方は、お歳は幾つになられるのですか。

事 務 局 33歳になられます。

委 員 お一人ですか。

事 務 局 お母様と一緒にされる計画です。イチゴ栽培を計画されています。

議 長 いいですか。他にございませんか。

「無しの声」

議 長 無いようですのでこれにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

「第1号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により「第1号議案」は可決されました。続きまして「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、4ページをお願いいたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番、2番の2件です。

1番 申請地 田主丸町秋成 田 701㎡、申請理由 申請地を進入路として利用するものです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番 申請地 田主丸町田主丸 田 2,642㎡、申請理由 申請地に盛土を行い畑として利用するもの、農地改良行為です。

以上で説明を終わります。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会より報告をお願いいたします。

担当委員 はい、それでは東部地域より第4条の説明でございます。

審議番号1番について説明いたします。地図も1番でございます。

転用目的は、一時転用（進入路）となっております。住宅を建て替えるための重機の入り口がなかったため、一時的に進入路を確保するものでございます。

申請地は、船越小学校から西へ約870m、田主丸中学校から東へ約1.5kmのところの位置しております。

農地区分については、農用地に該当しますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下となります。汚水・生活雑排水は、発生をいたしません。被害防除につきましては、南北の隣地農地との間に1mほどの緩衝地を設けることにより土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次に審議番号2番にまいります。地図も2番でございます。

転用目的は、農地改良行為となっております。

申請地は、田主丸中央病院から東へ約170m、田主丸駅から南へ約160mのところでございます。

農地区分につきましては、田主丸駅から約160mに位置している農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により水路へ放流されます。汚水・生活雑排水は、発生をいたしません。被害防除につきましては、南側水路手前の畦畔には土羽とすることで、東側水路手前の畦畔には5m～7mの緩衝地を設けることにより土砂の流出を

防ぐ計画となっております。

以上、2件の案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認いたしております。

担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題は無いものと判断をいたしましたところ。

ご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

「第2号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員の挙手により「第2号議案」は可決されました。

続きまして「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、5ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から6ページ8番までの8件です。

1番 申請地 善道寺町木塚 畑 65㎡、申請理由 申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

2番 申請地 山本町豊田 田 291㎡、申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

3番 申請地 田主丸町田主丸 田 912㎡、申請理由 申請地を取得し、集合住宅（1棟10戸）を建築するものです。

4番 申請地 田主丸町田主丸 田 274㎡、申請理由 申請地を取得し、進入路として利用するものです。

6ページをお願いいたします。

5番 申請地 田主丸町田主丸 田 1,002㎡、申請理由 申請地を取得し、集合住宅（1棟10戸）を建築するものです。

6番 申請地 北野町大城 畑 75㎡、申請理由 申請地を取得し、貸家住宅の敷地として拡張するものです。

7番 申請地 北野町八重亀 田 1,800㎡、申請理由 申請地を取得し、宅地分譲（6区画）を行うものです。

8番 申請地 北野町八重亀 田 30㎡、申請理由 申請地を取得し、通作路として利用するものです。

7ページをお願いいたします。

西部地域9番から8ページ14番までの6件です。

9番 申請地 上津町 畑 2,386㎡、申請理由 申請地を取得し、露天自動車販売展示場として利用するものです。

10番 申請地 荒木町白口 田 39㎡、申請理由 申請地を取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものです。

こちらの案件につきましては、24ページ、報告第4号 1番との関連案件となります。

11番 申請地 荒木町白口 田 2筆計 182㎡、申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

こちらの案件につきましても、24ページ、報告第4号 1番との関連案件となります。

12番 申請地 大善寺町夜明 田 279㎡、申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

13番 申請地 安武町住吉 田 264㎡、申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

8ページをお願いいたします。

14番 申請地 三瀨町玉満 田 2筆計 518㎡、申請理由 申請地を取得し、建売住宅（3戸）を建築するものです。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

担当委員 それでは東部地域審査会からまいります。

まず、審議番号1番です。地図は3番でございます。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、道の駅くるめから北北西へ約370m、善道寺小学校から南西へ約1.0kmのところです。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの歯科医院がある農地でありますので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、自然流下により北側側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生をいたしません。被害防除につきましては、既設のコン

クリートブロック擁壁を利用して、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次に審議番号2番にまいります。地図は4番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、山本小学校から北西へ約980m、筑水高等学校から東へ約1.3kmのところに位置しております。

農地区分については、農地の広がり10ha未満であり、第1種、第3種の要件に該当しない農地ですので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め枿を経由して南側の側溝に放流します。汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設されている市の下水道管へ接続されます。被害防除につきましては、東側は既設の隣地ブロックを利用し、北側と西側にはブロック2段積を設置して土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次に審議番号3番にまいります。地図は5番です。

転用目的は、集合住宅（1棟10戸）を建築するものです。

申請地は、田主丸中央病院から東南東へ約440m、田主丸駅から南東へ約390mのところ です。

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、溜め枿を経由して西側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経て北側水路へ放流されます。被害防除につきましては、開発地の西側についてL型擁壁・コンクリートブロック擁壁を新設することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

次に審議番号4番です。地図は6番です。

転用目的は、集合住宅への進入路として利用するものです。

申請地は、田主丸中央病院から東南東へ約450m、田主丸駅から南東へ約390mのところ です。

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、溜め枿を経由して西側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生をいたしません。被害防除につきましては、開発地の東側についてL型擁壁・コンクリートブロック擁壁を新設することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

次に審議番号5番です。地図は7番です。

転用目的は、集合住宅（1棟10戸）を建築するものです。

申請地は、田主丸中央病院から東南東へ約460m、田主丸駅から南東へ約450mのところ です。

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して西側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経て北側水路へ放流されます。被害防除につきましては、開発地の西・南・東側についてL型擁壁・コンクリートブロック擁壁を新設することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

次に審議番号6番でございます。地図は8番でございます。

転用目的は、貸家住宅の敷地拡張を行うものです。測量を行ったところ、貸家の出入口と雨水排水管が隣地の農地内にあったので、そこを分筆し譲り受けるものです。申請地は、善導寺保育園から北東へ約830m、大城小学校から南東へ約1,560mのところです。

農地区分は、市街化区域からおおむね500m以内の農地であり、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、宅地内の溜め桝を経由して北側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側市道に埋設されている農業集落排水施設に接続されます。被害防除につきましては、既存の擁壁を利用して、土砂の流出を防ぐ計画でございます。

次に審議番号7番でございます。地図は9番です。

転用目的は、宅地分譲（6区画）を行うものです。

申請地は、金島小学校から北東へ約300m、高齢者複合施設くましろ館から東へ約50mのところでは、

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する道路側溝を経由して、北側の市道側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経て北側の市道側溝へ放流されます。被害防除につきましては、開発地の西・南・東側にコンクリートブロック擁壁を新設することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

次に審議番号8番です。地図は10番でございます。

転用目的は、通作路として利用するものです。

申請地は、金島小学校から北東へ約300m、高齢者複合施設くましろ館から東へ約50mのところでは、

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、自然流下となります。汚水・生活雑排水につきましては、発生をいたしません。被害防除につきましては、畦道として現状のままの利用とな

ります。

これら8件の案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。

担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題は無いものと判断をいたしたところですので、ご審議、よろしくお願いたします。

以上です。

担当委員 はい、つづきまして、西部地域審査会より審議番号9番について、説明いたします。地図ナンバーは11番です。

転用目的は、露天自動車販売展示場として利用するものです。

申請地は、久留米工業大学から東へ約200m、のぞえ総合診療病院から南へ約500mのところに位置しています。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの病院がある農地でありますので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、地下浸透により処理いたします。汚水・生活雑排水につきましては、発生をいたしません。被害防除につきましては、コンクリートブロックを新設して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号10番について、説明いたします。地図ナンバーは12番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地として拡張するものです。

申請地は、白鳥保育園から南へ約400m、JR荒木駅から西へ約700mのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に保育園と病院がある農地でありますので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、自然流下により南側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。被害防除につきましては、周囲の土地と高さをあわせて土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号11番について、説明いたします。地図ナンバーは13番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、白鳥保育園から南へ約400m、JR荒木駅から西へ約700mのところに位置します。

農地区分については、本件は2筆の農地が申請地となっております。西側の農地は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に保育園と病院がある農地でありますので、第3種農地に該当します。東側の農地は、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、

第2種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して南側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号12番について、説明いたします。地図ナンバーは14番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、大善寺小学校から南西に約300m、西鉄大善寺駅から西へ約800mのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して東側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号13番について、説明いたします。地図ナンバーは15番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、安武小学校から南西へ約300m、松岡病院から北へ約1kmのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して東側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号14番について、説明いたします。地図ナンバーは16番です。転用目的は、建売住宅（3戸）を建築するものです。

申請地は、犬塚小学校から北へ約300m、三瀧中学校から南西へ約600mのところに位置します。

農地区分については、西鉄犬塚駅よりおおむね500m以内の区域内にある農地ですので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して北側及び西側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、北側及び西側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。被害防除につきましては、新設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これらの申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。
以上、6件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いとものと判断をしております。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは、報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
それでは「第3号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員の挙手により「第3号議案」は可決されました。
それでは、つづきまして「第4号議案 非農地証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、9ページをお願いいたします。
「第4号議案 非農地証明について」、非農地証明願が提出されたので付議いたします。
東部地区 1番1件です。
1番 申請地 田主丸町野田 畑 2筆計 172㎡、現況 宅地、証明理由 建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。
西部地域 2番1件です。
2番 申請地 上津町 畑 365㎡、現況 宅地、証明理由 建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
「第4号議案 非農地証明について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員の挙手により「第4号議案」は可決されました。つづきまして「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 10ページをお願いいたします。

「第5号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区 1番から3番までの3件です。

1番 所在地 善道寺町木塚 田 及び善道寺町与田 田の 2筆計 2,884㎡、推進機構からの買い入れとなります。

2番 所在地 善道寺町与田 田 7筆及び山本町耳納 田 1筆の 8筆計 6,809.03㎡、推進機構からの買い入れとなります。

3番 所在地 宮ノ陣町若松 田 2筆計 3,111㎡、推進機構からの買い入れとなります。

11ページをお願いいたします。

第2区 4番、5番の2件です。

4番 所在地 田主丸町牧 田 5筆計 2,188㎡、推進機構への売り渡しとなります。

5番 所在地 田主丸町牧 田 302㎡、推進機構への売り渡しとなります。

第3区 6番から12ページ7番までの2件です。

6番 所在地 北野町大城 田畑 3筆計 3,926㎡、推進機構への売り渡しとなります。

12ページをお願いいたします。

7番 所在地 北野町高良 田 4筆計 1,351㎡、推進機構への売り渡しとなります。

第4区 8番から10番までの3件です。

8番 所在地 城島町浮島 田 1,446㎡、推進機構からの買い入れとなります。

9番 所在地 城島町浮島 田 3筆計 7,570㎡、推進機構への売り渡しとなります。

10番 所在地 城島町西青木 田 3,131㎡、推進機構への売り渡しとなります。

13ページをお願いいたします。

第5区 11番 1件です。

11番 所在地 三潞町生岩 田 4筆計 4,671㎡、推進機構からの買い入れとなります。

以上、1番から11番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3

項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第5号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員の挙手により「第5号議案」は可決されました。よって、
久留米市長あて通知いたします。
つづきまして、「第6号議案 農用地の買入協議要請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 14ページをお願いいたします。

「第6号議案 農用地の買入協議要請について」、農業経営基盤強化促進法第16条第
1項の規定に基づき、市長への農用地の買入協議を要請いたしたいので付議いたしま
す。

第3区 1番 1件です。

1番 対象地 北野町高良 田 及び北野町鳥巢 田の 2筆計 4,831㎡、あっせん
申出者 北野町高良 ****、要請理由 あっせん相談により、地元農地利用
最適化推進委員による、あっせん協議を行い、認定農業者への集積が図られるよう
調整を試みたが、売り渡し希望価格において、調整が不調に終わった。しかしなが
ら、当該農用地は久留米市農業基本構想の実現など将来的見地からみた優良農地で
あり、認定農業者への集積を図るため、市長への買入協議要請を行うものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
「第6号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

- 議長 ありがとうございます。全員の挙手により「第6号議案」は可決されました。よって、久留米市長あて要請をいたします。
- つづきまして、報告事項に入ります。
- 報告第1号 農地法第4条 第1項 第7号の規定による届出の受理の専決について
報告第2号 農地法第5条 第1項 第6号の規定による届出の受理の専決について
報告第3号 農地法 第18条 第6項の規定による通知について
報告第4号 農地法 第5条の規定による許可の取消願について
事務局の説明を省略いたします。
- 議案につきましては、事前に送付しております。報告第1号から第4号につきましてもお目通しをいただいていると思いますので、さっそく質疑に入ります。
- 質疑のある方はお願いいたします。

「無しの声」

- 議長 質疑が無いようですので、これにて報告事項を終わります。
- 次にお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。
- 異義はございませんか。

「異議無しの声」

- 議長 異義なし、と認めます。よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。
- ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。
- 久留米市農業委員会議規則 第10条 第2項の規定により

5番 稲富 克紀 委員

17番 富松 隆晴 委員をお願いをいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。